

## 第5章

---

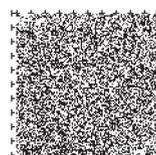
---

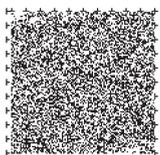
### 障害福祉サービスの推進

(第7期豊島区障害福祉計画・第3期豊島区障害児福祉計画)

---

---





# 1. 計画策定の経緯

## (1) これまでの取組み

障害福祉計画・障害児福祉計画は国の基本指針に基づき、障害のあるかた又は障害のある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

### 【第1期】 障害福祉計画

第1期は、平成19年度から20年度までの2年間を計画期間とし、「障害福祉計画の基本的な理念、障害福祉サービスなどの必要な量の見込みとその確保のための方策」を盛り込んだ計画を19年2月に策定しました。

### 【第2期】 障害福祉計画

第2期は、平成21年度から23年度を計画期間とし、第1期の実績、障害のあるかたのニーズを踏まえた必要なサービス量を見込み、また、20年12月に出された報告「社会保障審議会障害者部会報告～障害者自立支援法施行後3年の見直しについて～」を勘案し、目標値を修正しました。

また、本区では、第2期計画から地域保健福祉計画と一体化し、地域福祉推進の視点から、従来とすれば障害者福祉の重点課題が施設サービスの整備・充実に向けられていたものを、住み慣れた地域での生活を求める障害のあるかたのニーズに応じた在宅での自立生活支援を中心的課題として位置づけました。

### 【第3期】 障害福祉計画

第3期は、地域福祉を重視し、障害のあるかたのニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、平成24年度から26年度までを計画期間として策定しました。第1期、第2期の計画の実績を踏まえ、障害福祉サービスの円滑な実施を確保していくため、目標数値を適切に補正しました。

また、平成22年の法改正を踏まえ、障害のあるかたの範囲の見直し、相談支援の充実、同行援護サービスの提供などを計画に反映しました。

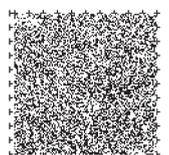
### 【第4期】 障害福祉計画

第4期は、障害のあるかたのニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、平成27年度から29年度までを計画期間として策定しました。具体的な数値については、第1期から4期までの実績や今後の見通しを踏まえて設定しました。

また、第4期より、4つの目標を成果目標として掲げることになりました（①施設入所者の地域生活への移行②入院中の精神障害者の地域生活への移行③障害のあるかたの地域生活の支援④福祉施設から一般就労への移行）。この4つの成果目標の達成を目指し、活動指標（自立支援給付、地域生活支援事業）を設けました。

### 【第5期】 障害福祉計画、【第1期】障害児福祉計画

第5期は、障害のあるかたを取り巻く社会情勢の変化に対応し、障害者福祉施策の一層の推進を図ることを目的に、平成30年度から令和2年度までを計画期間として策定しました。具体的な数値については、第1期から4期までの実績や今後の見通しを踏まえて設定しました。



第5期は、5つの目標を成果目標として掲げることになりました（①施設入所者の地域生活への移行②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築③地域生活支援拠点等の整備④福祉施設から一般就労への移行⑤障害児支援の提供体制の整備等）。

また、平成30年度からは児童福祉法の改正により、新たに障害児福祉計画を策定しました。

### 【第6期】 障害福祉計画、【第2期】障害児福祉計画

第6期は、地域保健福祉計画の基本理念に基づき、地域福祉に重点を置きながら、障害のあるかたのニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、令和3年度から5年度までを計画期間として策定しました。具体的な数値については第1期から5期までの実績や今後の見通しを踏まえて設定しました。

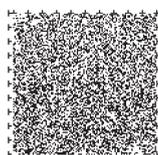
また、児童福祉法の規定に基づき、前期までの実績や今後の見通しを踏まえて、「第2期障害児福祉計画」を策定しました。

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。そのため、障害児およびそのご家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した、効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが求められていました。

これらに応じて、国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等および障害児通所支援などの提供体制の確保にかかる目標として以下の7つの目標を掲げることになりました。

#### <第6期計画の成果指標の状況>

区 分	指 標	目標値	実 績		
		令和5年度末	令和4年度末	令和3年度末	
福祉施設入所者の地域生活への移行	障害者支援施設入所者の削減見込数	3人	1人	3人	
	施設入所から地域生活へ移行した者の数	11人	2人	2人	
精神障害者にも対応した地域包括支援システムの構築	入院中の精神障害者の地域生活への移行者数	68人	—	—	
地域生活支援拠点等の整備	整備された地域生活支援拠点の数	2か所	0か所	0か所	
福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行者数	134人	202人	168人	
	就労移行支援事業を利用し、一般就労した者の数	82人	150人	130人	
	就労移行率が8割以上の事業所数	7か所	3か所	9か所	
障害児支援の提供体制の整備	重症心身障害児を支援する	児童発達支援事業所数	1か所	0か所	0か所
		放課後等デイサービス事業所数	1か所	1か所	1か所
	医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	設置	設置	
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置状況	設置	設置	設置	
	地域の相談支援体制の強化を図る体制	体制あり	体制あり	体制あり	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	障害福祉サービス事業所等への実施指導数	35回	27回	20回	



## (2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けて

### ① 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針の主な内容

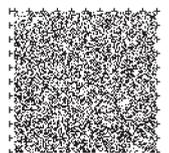
〔「障害福祉サービス等および障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」並びに「障害福祉サービス等および障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」厚生労働省通知より〕

#### 【主なポイント】

- 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援  
共生社会を実現するため、障害者などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者などが必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施など、障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化<sup>※1</sup>を図る。
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。
- 地域共生社会の実現に向けた取組み  
地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。
- 障害児の健やかな育成のための発達支援  
障害児およびそのご家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制の構築を図る。  
また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。  
さらに、障害児の地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する。
- 障害福祉人材の確保・定着  
障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保・定着を図る必要がある。
- 障害者の社会参加を支える取組み  
障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。  
特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図る。  
また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。  
さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得および利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図る。

※1 均てん化：

サービスなどの地域格差などをなくし、全国どこでも等しく適切なサービスをうけることができるようにすること。



## ② 第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画の基本的な考え方

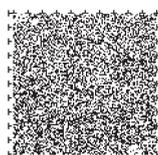
第7期は、地域保健福祉計画の基本理念に基づき、地域福祉に重点を置きながら、障害者のニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、令和6年度から8年度までを計画期間として策定します。具体的な数値については、第1期から6期までの実績や今後の見通しを踏まえて設定しました。

また、児童福祉法の規定に基づき、「第3期障害児福祉計画」を策定しました。

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、以下の成果目標を設定します。

### 【今期計画の成果目標】

① 施設入所者の地域生活への移行 ・福祉施設入所者の地域生活への移行
② 精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築 ・入院中の精神障害者の地域生活への移行 ・精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築
③ 地域生活支援拠点等における機能の充実 ・地域生活支援拠点等の整備 ・強度行動障害を有する者への支援体制の充実
④ 福祉施設から一般就労への移行等 ・福祉施設から一般就労への移行（区内事業所の状況） ・区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数 ・就労移行支援事業所の実績 ・就労定着支援（区内事業所の状況） ・就労支援事業所利用による就労定着支援率（区内事業所の状況）
⑤ 障害児通所支援の地域支援体制の整備 ・児童発達支援センターの整備および障害児の地域社会への参加・包容の推進 ・重症心身障害児を支援する事業所の確保 ・医療的ケア児のための協議の場の設置
⑥ 相談支援体制の充実・強化等 ・相談支援体制の充実・強化等
⑦ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築 ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築



## 2. 成果目標

令和8年度を目標年度として、以下の数値目標を設定します。

### ① 施設入所者の地域生活への移行

#### 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和8年度末における地域生活に移行する人の数値目標の設定にあたっては、令和4年度末時点の障害者支援施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するものと見込みます。

また、令和8年度末の施設入所者数については、令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減するものとします。

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)	162人	○ 令和4年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	154人	○ 令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	10人 6%	○ 施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
【目標値】 削減見込(A-B)	8人 5%	○ 差引減少見込み数

#### 【区が行っている取組み】

豊島区内のグループホームについては、令和2年度に重度障害者向けグループホームを開設しました。

しかし、用地の確保の問題から整備数においても限りがあるため、入所施設の周辺にあるグループホーム等も活用しながら地域生活への移行に向けた支援を行っています。

### ② 精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築

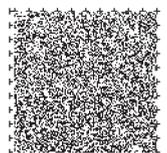
#### 入院中の精神障害者の地域生活への移行

東京都が算出する令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和8年度末までに地域生活へ移行する人数を22人と定めます。

項目	数値	考え方
東京都	1,174人	長期入院患者(1年以上入院患者)のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する人数 ※豊島区の数値の内訳:65歳以上21人、65歳未満1人
豊島区	22人	

#### 【区が行っている取組み】

精神科病院に長期入院しており、これから地域生活へ移行しようとするかたに、入所、入院中から訪問相談、同行訪問、住居の確保など地域生活に移行するための支援を行っています。



## 精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築

精神障害のあるかたに対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における障害のあるかたへの支援体制に関する課題について、保健・医療・福祉関係者による協議を実施し、具体的な取組みを更に進めていきます。

### ③ 地域生活支援の充実

## 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等<sup>※</sup>については、令和8年度末までの間、5つの求められる機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績を踏まえた運用状況を検証および検討することを基本とします。

項目	数値	考え方
【目標値】目標年度の地域生活支援拠点数 <sup>※</sup>	2か所	○ 令和8年度において整備された地域生活支援拠点の数

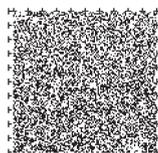
※ 認定地域生活支援事業所等はまとめて面的整備型としてカウント

※地域生活支援の拠点等の整備にあたって求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

## 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成を行い、支援体制の整備を進めることを基本とします。



## ④ 福祉施設から一般就労への移行等

## 福祉施設から一般就労への移行（区内事業所の状況）

令和 8 年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とします。

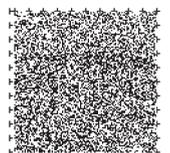
項目	数値	考え方
令和 3 年度の 一般就労移行者数	168 人	○ 令和 3 年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数	215 人 1.28 倍	○ 令和 8 年度において福祉施設を退所し、 一般就労する者の数

注) 一般就労した者とは、一般企業等に就職した者（就労継続支援（A 型）および福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者および自ら起業した者をいう。

あわせて、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業および就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る一般就労移行者数の目標値を定めることとします。

うち就労移行支援事業は令和 3 年度実績の 1.35 倍以上、就労継続支援 A 型事業は概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業は概ね 1.28 倍以上を目指すこととします。

項目	数値	考え方
令和 3 年度就労移行支援事業の 一般就労移行者数	130 人	○ 令和 3 年度において、就労移行支援事業を 利用し、一般就労した者の数
【目標値】就労移行支援事業の 一般就労移行者数	176 人 1.35 倍	○ 令和 8 年度において、就労移行支援事業を 利用し、一般就労する者の数
令和 3 年度就労継続支援 A 型 の一般就労移行者数	0 人	○ 令和 3 年度において、就労継続支援 A 型を 利用し、一般就労した者の数
【目標値】就労継続支援 A 型の 一般就労移行者数	1 人 1.29 倍	○ 令和 8 年度において、就労継続支援 A 型を 利用し、一般就労する者の数
令和 3 年度就労継続支援 B 型 の一般就労移行者数	7 人	○ 令和 3 年度において、就労継続支援 B 型を 利用し、一般就労した者の数
【目標値】就労継続支援 B 型の 一般就労移行者数	9 人 1.28 倍	○ 令和 8 年度において、就労継続支援 B 型を 利用し、一般就労する者の数



## 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数

福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害のあるかたが企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進しています。一般就労に向けた支援に関する量的な目標については、独自の目標として、「区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数」を設定します。

項目	数値	考え方
令和4年度の一般就労移行者数	37人	○ 令和4年度において区市町村障害者就労支援事業を利用し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	39人 1.05倍	○ 令和8年度末において区市町村障害者就労支援事業を利用し、一般就労する者の数

注) 一般就労した者とは、一般企業等に就職した者(就労継続支援(A型)および福祉工場の利用者となった者を除く)、在宅就労した者および自ら起業した者をいう。

## 就労移行支援事業所の実績

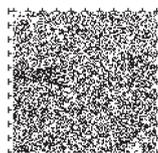
就労移行支援事業所のうち、就労支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事務所を全体の5割以上とすることを基本とします。

項目	数値	考え方
令和4年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	事業所数 (全体の5割)	○ 令和4年度において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所
【目標値】目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	事業所数 (全体の5割)	○ 令和8年度末において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所

## 就労定着支援(区内事業所の状況)

令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者を令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	87人	○ 令和3年度において一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の数
【目標値】目標年度の就労定着支援事業の利用者数	123人 1.41倍	○ 令和8年度末において一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の数



## 就労支援事業所利用による就労定着支援率（区内事業所の状況）

令和 8 年度末までに、就労定着支援事業所のうち就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とします。

項 目	数 値	考 え 方
令和 8 年度末の就労定着率が 7 割以上の事業所数	4 か所	○ 令和 8 年度末の就労移行率が 7 割以上の事業所数

注) 就労定着率は、「前年度中に新規で事業を利用した者のうち、当年度末までに事業を利用して 12 か月以上に渡り一般就労した人数」 / 「前年度中に新規で事業を利用した人数」の割合。

注) 令和 4 年度末時点、区内就労定着支援事業所は 13 か所です。

### ⑤ 障害児通所支援の提供体制の整備

## 児童発達支援センターの整備および障害児の地域社会への参加・包容の推進

児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

項 目	数 値	考 え 方
令和 8 年度末の児童発達支援センターの設置数	各 2 か所	○ 令和 8 年度末の重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置数

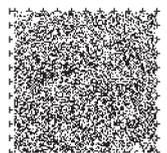
## 重症心身障害児を支援する事業所の確保

令和 8 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 か所以上確保します。

項 目	数 値	考 え 方
令和 8 年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所数	各 1 か所	○ 令和 8 年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所

## 医療的ケア児のための協議の場の設置

令和 3 年に医療的ケア児等の支援のため、関係機関の協議の場を設置しました。また、令和 6 年に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供に繋がります。



⑥ 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援数、地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数、個別事例の支援内容の検証回数の見込を設定します。

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	1カ所	基幹相談支援センターの設置状況
	40件	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言数
	30件	地域の相談支援事業所の人材育成の支援数
	15回	地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数
	40回	個別事例の支援内容の検証回数
	1人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数および参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数および実施回数の見込を設定します。

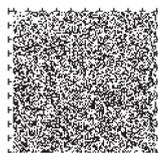
項目	数値		考え方
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	2回		協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数
	事業者数 6	機関数 1	協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数
	設置数 3	実施回数 延べ6回	協議会の専門部会の設置数および実施回数
	2回		協議会の実施回数

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

区内の障害福祉サービス事業所等に対して実施する指導検査の専管組織を令和2年度に立ち上げました。令和8年度までに、年間45事業の実施指導を行う体制を整えます。

また、障害者地域支援協議会を開催し、地域の相談機関との連携を強化しています。



< 障害者の施設入所利用状況（令和5年3月末現在） >

【東 北】	利用者数	施設数
青森県	5人	4か所
秋田県	9人	5か所
宮城県	1人	1か所
山形県	2人	1か所
福島県	1人	1か所
合 計	18人	12か所

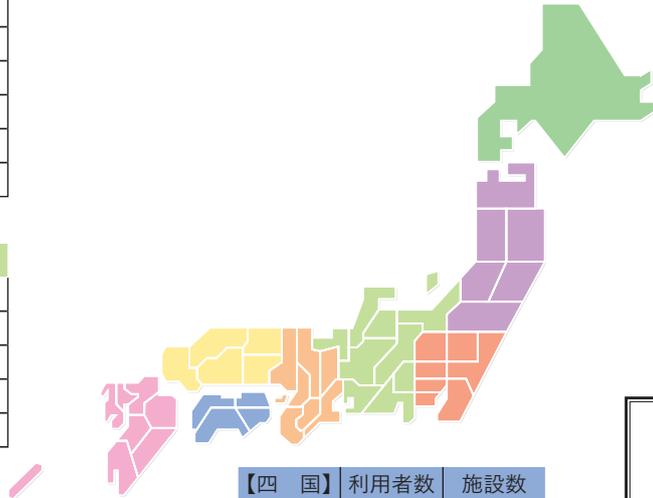
【中 部】	利用者数	施設数
山梨県	4人	3か所
長野県	4人	3か所
岐阜県	1人	1か所
静岡県	5人	3か所
合 計	14人	10か所

【四 国】	利用者数	施設数
香川県	2人	2か所

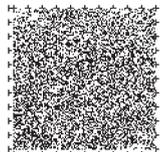
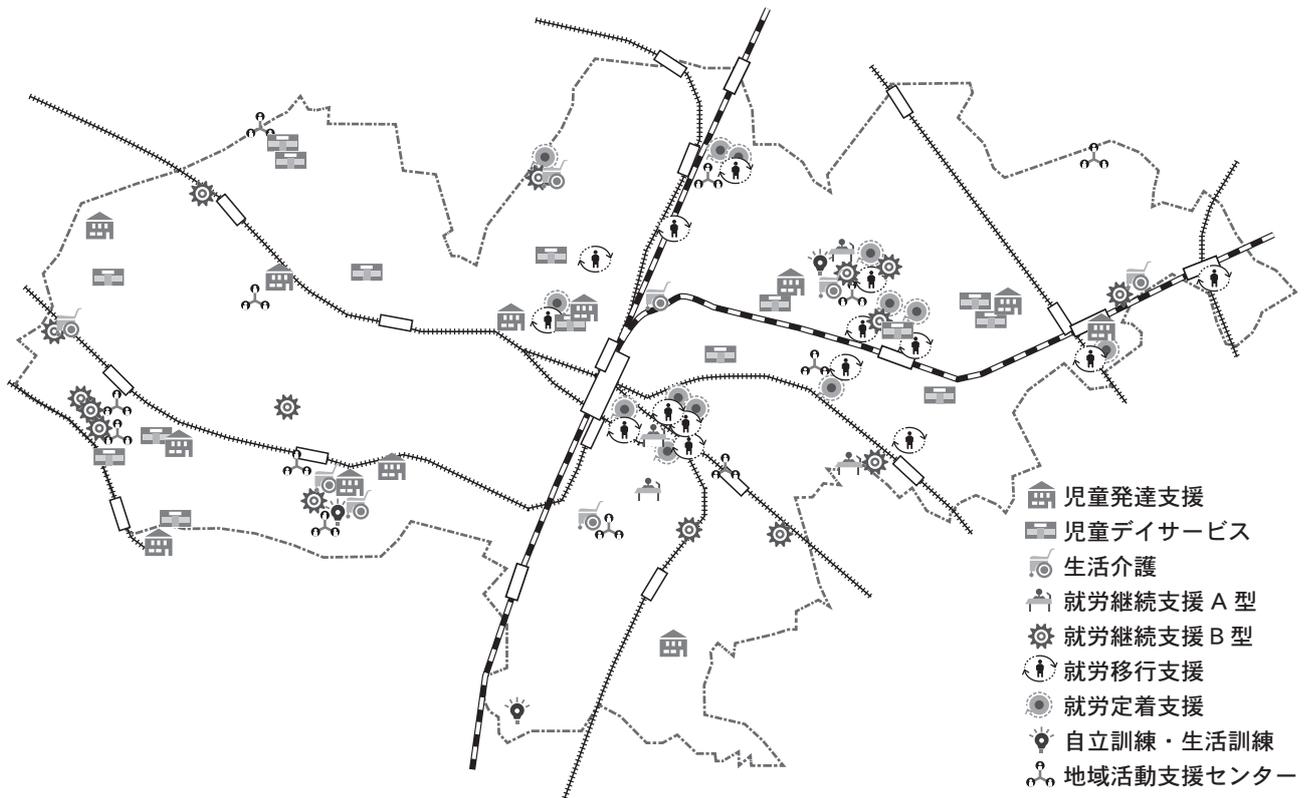
【北海道】	利用者数	施設数
北海道	1人	1か所

【関 東】	利用者数	施設数
茨城県	4人	4か所
栃木県	9人	4か所
群馬県	3人	2か所
埼玉県	6人	5か所
千葉県	15人	5か所
東京都	85人	30か所
神奈川県	5人	4か所
合 計	127人	54か所

【合 計】	
利用者数	施設数
162人	79か所



< 区内の障害者の日中活動系サービス・児童通所支援事業所（令和5年7月末現在） >



### 3. 障害福祉サービス

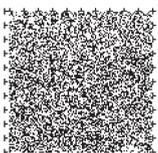
障害者総合支援法に基づくサービス体系は、全国一律の「障害福祉サービス」と実施する各自治体の独自サービスである「地域生活支援事業」の二つの側面から障害のあるかたの自立した生活を支援するかたちになっています。

#### (1) 障害福祉サービス等の種類

区が実施する障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス・相談支援は以下のとおりです。

<障害福祉サービス等>

	サービス名
①訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
②日中活動系サービス	生活介護
	自立訓練（機能訓練）
	就労選択支援
	自立訓練（生活訓練）
	自立訓練（宿泊型自立訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援（A型）
	就労継続支援（B型）
	就労定着支援
	療養介護
	短期入所（福祉型、医療型）
③居住系サービス等	自立生活援助
	共同生活援助（グループホーム）
	施設入所支援
	地域生活支援拠点等
④相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援



## (2) サービス提供見込量と確保の方策（活動指標）

各事業の内容、今後のサービス提供見込み等は次のようになっています。

### ① 訪問系サービス

#### ■ 居宅介護(ホームヘルプ)

##### 【サービスの内容】

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間数(月)	2,812時間	3,013時間	3,103時間
利用者数(月)	201人	203人	209人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間数(月)	3,196時間	3,292時間	3,391時間
利用者数(月)	215人	221人	228人

※令和5年度実績は見込量

##### 【現状・今後の方策】

- 居宅介護を行う指定事業所は令和5年10月末現在、区内に50か所あり、平成22年度から事業所連絡会を開催しています。
- 今後も利用者数の増加が見込まれます。

#### ■ 重度訪問介護

##### 【サービスの内容】

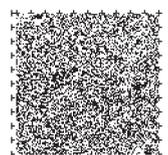
重度の肢体不自由があり常に介護が必要なかたに、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います(18歳以上のかたが対象)。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間数(月)	8,133時間	8,220時間	9,042時間
利用者数(月)	28人	28人	31人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間数(月)	9,313時間	9,592時間	9,880時間
利用者数(月)	32人	33人	34人

※令和5年度実績は見込量

##### 【現状・今後の方策】

- 令和5年10月末現在、重度訪問介護を行う指定事業所は区内に41か所あります。
- 令和4年度は一人あたり月平均294時間利用しています。



## ■ 同行援護

### 【サービスの内容】

視覚障害により移動に著しい困難を有するかたを対象に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動時の援護等を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間数(月)	1,723時間	1,810時間	2,244時間
利用者数(月)	83人	81人	100人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間数(月)	2,356時間	2,474時間	2,597時間
利用者数(月)	105人	110人	116人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は14か所あります。
- 障害のあるかたの社会参加に伴い利用時間が増加していくことが見込まれ、情報提供等の支援を行っていきます。

## ■ 行動援護

### 【サービスの内容】

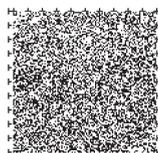
知的障害または精神障害により行動が著しく困難で常に介護の必要なかたに、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用時間数(月)	74時間	97時間	150時間
利用者数(月)	1人	2人	3人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間数(月)	150時間	150時間	150時間
利用者数(月)	3人	3人	3人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は2か所あります。
- 行動援護については、今後も、同程度のサービス量が見込まれますが、ニーズに合わせて対象事業所と調整を行います。



■ 重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

常に介護を必要とするかたのなかで意思疎通を図ることが著しく困難なかたに、居宅介護や日中活動などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

【現状・今後の方策】

- 現時点では対象者はいません。
- 区内に指定事業所はなく、今後も利用はないと見込まれます。

② 日中活動系サービス

■ 生活介護

【サービスの内容】

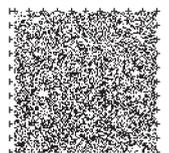
常に介護を必要とするかたに、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数(月)	6,375日	6,506日	6,571日
利用者数(月)	337人	339人	342人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(月)	6,637日	6,703日	6,770日
利用者数(月)	346人	349人	352人

※令和5年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和4年度は一人あたり月平均19日の利用となっています。
- 令和5年10月末現在、区内では7か所の指定事業所があります。
- 区立施設においては令和4年度に医療的ケアを対象とする分室を開設したことにより定員数を増加しましたが、令和5年度においてほぼ定員に近い状態です。
- 今後も利用者数の伸びが見込まれることから、重度障害のあるかた向けの施設整備を含め、ニーズに応じたサービスの提供体制を整備していきます。



## ■ 自立訓練(機能訓練)

### 【サービスの内容】

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づき身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などのための訓練を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数(月)	62日	77日	100日
利用者数(月)	6人	8人	9人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(月)	100日	100日	100日
利用者数(月)	9人	9人	9人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は1か所あります。

## ■ 自立訓練(生活訓練)

### 【サービスの内容】

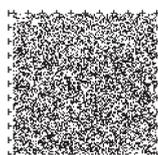
自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づき食事や家事などの日常生活能力向上のための訓練を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数(月)	313日	283日	345日
利用者数(月)	19人	22人	23人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(月)	360日	375日	405日
利用者数(月)	24人	25人	27人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 令和4年度は一人あたり月平均13日の利用となっています。
- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は2か所あります。
- 訓練終了後の生活を見据え、居住や日中活動の場の確保などに向けて事業所や関係機関等との連携を深めていきます。



## ■ 自立訓練(宿泊型自立訓練)

### 【サービスの内容】

日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等を対象として、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を行い、地域移行に向け支援します。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(月)	4人	2人	4人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(月)	5人	5人	5人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は1か所あります。
- 訓練終了後の生活を見据え、地域移行に向け関係機関との連絡調整等を行います。

## ■ 就労選択支援

### 【サービスの内容】

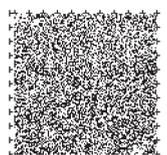
就労選択支援は、障害のあるかたの多様化する就労ニーズに対応した新しい支援サービスです。利用する人の能力や希望、配慮事項などを事前に把握し、個人のニーズに応じて就労先を選択できるようなサポートする仕組みです。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(月)	-	-	-
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(月)	-	558人	587人

※令和6年に公布、令和7年度から施行のため令和7年度の見込量から記載

### 【現状・今後の方策】

- 障害のあるかたが、就労先や働き方について、より良い選択ができるように就労アセスメントの手法を活用して、本人に合った就職ができるように支援します。
- 障害のあるかたの多様な就労ニーズに対する支援および障害者雇用の質の向上の推進を図るため、雇用と福祉の連携強化に取り組みます。



## ■ 就労移行支援

### 【サービスの内容】

一般企業への就労を希望するかに、一定期間の支援計画に基づき就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数(月)	1,632日	1,654日	1,836日
利用者数(月)	94人	94人	102人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(月)	1,980日	2,142日	2,322日
利用者数(月)	110人	119人	129人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 令和4年度は一人あたり月平均18日利用しています。
- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は15か所あります。
- 区内の就労移行支援事業所と連携を深めながら、就労支援ならびに定着支援を進めていきます。

## ■ 就労継続支援(A型)

### 【サービスの内容】

一般企業などで雇用されることが困難なかに、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

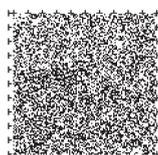
\*A型は、事業者と利用者が雇用契約を結びます。(雇用型)

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数(月)	419日	398日	409日
利用者数(月)	23人	23人	23人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(月)	510日	510日	510日
利用者数(月)	30人	30人	30人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 令和4年度は一人あたり月平均17日の利用となっています。
- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は4か所あります。
- 事業所の安定的な運営が継続できるよう、適切な助言等を行っていきます。



## ■ 就労継続支援(B型)

### 【サービスの内容】

一般企業などで雇用されることが困難なために、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

\*B型は事業者と利用者で雇用契約は結びません。(非雇用型)

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数(月)	5,128日	5,340日	5,715日
利用者数(月)	305人	365人	381人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(月)	5,970日	6,240日	6,525日
利用者数(月)	398人	416人	435人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 令和4年度は一人あたり月平均15日の利用となっています。
- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は15か所あります。
- 就労継続支援(B型)の利用者が、適性に応じて就労継続支援(A型)や就労移行支援を利用できるよう支援していきます。
- 事業所の安定的な運営が継続できるよう、適切な助言等を行っていきます。

## ■ 就労定着支援

### 【サービスの内容】

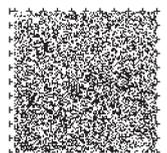
一般就労へ移行した障害のあるかたについて、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害のあるかたの来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(月)	33人	35人	39人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(月)	43人	47人	52人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 平成30年度から新規に創設されたサービスです。
- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は13か所あります。
- 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用し、一般就労したかたが対象です。
- 事業所の安定的な運営が継続できるよう、適切な助言等を行っていきます。



## ■ 療養介護

### 【サービスの内容】

病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。(18歳未満のかたは児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。)

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(月)	26人	26人	27人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(月)	28人	28人	28人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 令和5年10月末現在、都内で療養介護の事業所は13か所あります。
- 療養介護の対象者は、病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害のあるかたです。

## ■ 短期入所(ショートステイ)

### 【サービスの内容】

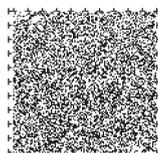
自宅で介護するかたが病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数(月)	340日	392日	476日
利用者数(月)	44人	57人	68人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(月)	567日	679日	812日
利用者数(月)	81人	97人	116人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 令和4年度は一人あたり月平均7日利用しています。
- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は6か所あります。
- 利用者数の伸びが想定されるため、利用者が求めるサービスを滞りなく提供できるための体制を整備していきます。



③ 居住系サービス

■ 自立生活援助

【サービスの内容】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のあるかたで、一人暮らしを希望するかたに対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(月)	7人	5人	6人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(月)	7人	7人	7人

※令和5年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 平成30年度から新規に創設されたサービスです。
- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は2か所あります。

■ 共同生活援助(グループホーム)

【サービスの内容】

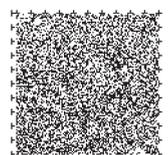
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	198人	221人	243人
区内事業所定員数	263人	287人	291人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	267人	293人	322人
区内事業所定員数	305人	320人	336人

※令和5年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和5年10月末現在、区内のグループホーム(ユニット数)は、50か所(知的21か所、精神29か所)あります。
- 精神障害のあるかたおよび知的障害のあるかたのグループホームはともに増加傾向にあります。
- 令和2年8月に重度障害のあるかた向けのグループホームが1か所整備されました。今後もニーズが見込まれることから、重度障害のあるかた向けのグループホームの設置に向け、民設民営の施設整備の誘致を進めます。



## ■ 施設入所支援

### 【サービスの内容】

施設に入所するかたに、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(月)	164人	160人	164人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(月)	161人	158人	154人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 令和5年10月末現在、区内の施設入所支援事業者は2か所あります。
- 強度行動障害のかたの受入れ可能な施設が限られており、今後東京都等との連携を図りながら広域的に調整を図っていくことが求められています。
- ご家族や本人の意向を踏まえ、地域での居住の場について検討していきます。

## ■ 地域生活支援拠点等

### 【サービスの内容】

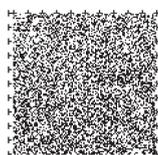
障害のあるかたの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、ご家族のかたの病気や事故など、「もしも」の緊急時に備えて、拠点コーディネーターが障害福祉サービス事業所と連携して、サービスが利用できるよう支援します。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置個所数*	0箇所	0箇所	2箇所
コーディネーターの配置人数	0人	0人	4人
支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数	0回	0回	12回
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置個所数	2箇所	2箇所	2箇所
コーディネーターの配置人数	4人	4人	4人
支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数	12回	12回	12回

※認定地域生活支援事業所等はまとめて面的整備型としてカウント  
※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 拠点コーディネーターを配置し、地域生活支援拠点としての機能を担う認定事業所を増やすための取組みをしています。
- 地域生活支援拠点事業の周知を行い、事前登録者や支援数の増加を図ります。



④ 相談支援

【サービスの内容】

サービス利用の相談・情報の提供・あっせん・調整等を行い、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう、障害のあるかたの意向に沿ったサービス等利用計画を作成します。

サービス種別	内 容	対象者
計画相談支援	障害のあるかたの自立した生活を支え、障害のあるかたの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。	障害福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を利用するすべての障害のあるかた。
地域移行支援	地域における生活に移行するための活動に関する相談や、地域生活の準備のための外出に対する同行支援、入居支援等を行う。	障害者入所施設等に入所している障害のあるかた又は精神科病院に入院している精神障害のあるかた。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与する。	居宅において単身もしくは家庭の状況等により同居しているご家族による支援を受けられない障害のあるかた。

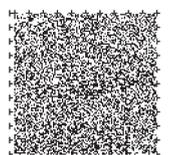
区 分		実 績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援 ※年度末時点	計画作成済み人数	1,174人	1,254人	1,271人
	計画相談利用人数	1,029人	1,098人	1,118人
	セルフプラン作成人数	145人	156人	153人
地域移行支援	利用人数(月)	3人	3人	3人
地域定着支援	利用人数(月)	1人	0人	1人
区分		今後のサービス提供見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援 ※年度末時点	計画作成済み人数	1,288人	1,305人	1,323人
	計画相談利用人数	1,138人	1,158人	1,178人
	セルフプラン作成人数	150人	147人	145人
地域移行支援	利用者数(月)	3人	3人	4人
地域定着支援	利用者数(月)	1人	1人	2人

※令和5年度実績は見込量

※ 計画相談支援については「計画案作成」または「計画案作成+モニタリング」の実利用者数。「モニタリングのみ」およびセルフプランは含めない。

【現状・今後の方策】

- 計画相談支援は、障害福祉サービス又は地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を利用するすべての障害のあるかたが対象です。
- 全ての障害種別および児童についての相談支援を受ける事業所が必要であるため、障害のあるかたの状況に応じた福祉サービスが利用できるよう、事業所向けの研修などを通してサービスの質の向上に向けた取組みを行います。
- 基幹相談支援センターが中心となり、関係機関や相談支援事業所の連携によって相談支援の充実に努めます。
- 適切な支援提供やモニタリングができるよう、相談支援の充実に努めてまいります。



## ■ 発達障害者等に対する支援

### 【サービスの内容】

ペアレントトレーニングは、親自身がお子さんへの対応のスキル向上させるための講座です。

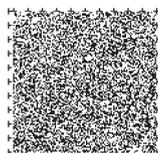
また、ペアレントメンター事業では発達障害のあるお子さんを実際育てられた経験のある親の話を聞いたり、情報提供を受けることができます。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	67人	53人	60人
ペアレントメンターの人数	5人	7人	7人
ピアサポートの活動への参加人数	46人	60人	70人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	60人	70人	70人
ペアレントメンターの人数	7人	7人	7人
ピアサポートの活動への参加人数	70人	80人	80人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- ペアレントトレーニングは未就学児の保護者を中心に年2クール実施しています。
- ペアレントメンター事業では、メンター（指導者）に来ていただき、年12回程度、相談会を実施しています。
- 受講・参加希望、共に増えていますが施設の状況により受入れが難しいため、緩やかな増加を見込んでいます。



## ■ 保健・医療・福祉関係者による協議の場

### 【サービスの内容】

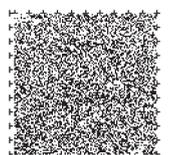
地域における障害のあるかたへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議をしています。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	2回	2回
関係者の参加者数	11人	15人	20人
目標設定および評価の実施回数	2回	2回	2回
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	2回	2回	2回
関係者の参加者数	20人	20人	20人
目標設定および評価の実施回数	2回	2回	2回

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 地域支援協議会の部会として精神障害者包括支援部会を設け、精神障害のあるかたへの支援体制に関する協議を年に2回行っています。
- 精神障害者包括支援部会では協議の場の他に、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」についての研修会や地域の社会資源を再発見するためのワークショップを開催しており、精神障害のあるかたも地域社会の一員として暮らしていけるような地域包括ケアシステムの構築を進めています。
- 地域で行われている事例検討会等を通じて、協議の場において地域課題を整理し、当事者からの意見を反映した検討を進め、関係機関等との情報共有・連携を図ることで、地域全体で支援する体制づくりを進めていきます。



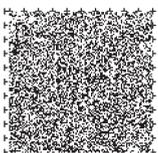
## ■ 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

区 分		実 績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	利用者数（月）	2人	2人	2人
共同生活援助	利用者数（月）	52人	62人	63人
地域定着支援	利用者数（月）	1人	0人	1人
自立生活援助	利用者数（月）	4人	1人	1人
自立訓練 （生活訓練）	利用者数（月）	17人	18人	19人
区 分		実 績		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	利用者数（月）	2人	2人	2人
共同生活援助	利用者数（月）	64人	65人	66人
地域定着支援	利用者数（月）	1人	1人	1人
自立生活援助	利用者数（月）	1人	1人	1人
自立訓練 （生活訓練）	利用者数（月）	20人	21人	22人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 共同生活援助では、約3割が通過型、7割が滞在型を利用されています。
- 地域移行支援、地域定着支援により、さまざまな理由により長く精神科病院や障害者施設等に入院・入所されていたかたが、地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう支援を行います。
- 自立生活援助では、グループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害のあるかたが、環境の変化等により生じた生活面の課題を、定期的な巡回訪問や適切な支援を受けることで、安心して地域生活が送れるよう支援します。

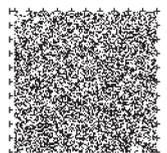


■ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【サービスの内容】

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有しています。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	462回	340回	340回
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	470回	350回	350回



## 4. 障害児通所支援等

### (1) 障害児福祉サービスの概要

#### ○ 内 容

障害児(18歳未満)に対するサービスです。サービスは通所支援、相談支援、および入所支援に大別されます。

区 分	サービス名
障害児通所支援	児童発達支援
	放課後等デイサービス事業
	保育所等訪問支援
	居宅訪問型児童発達支援
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設
	医療型障害児入所施設
障害児相談支援等	障害児相談支援
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

### (2) サービスの提供見込みと確保策（活動指標）

#### ■ 児童発達支援

##### 【サービスの内容】

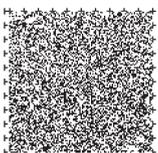
障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の習得、集団生活への適応訓練、必要な支援を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数(月)	1,473日	1,528日	1,643日
利用児童数(月)	202人	216人	232人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(月)	1,758日	1,873日	1,988日
利用児童数(月)	248人	264人	280人

※令和5年度実績は見込量

##### 【現状・今後の方策】

- 療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象とする事業です。
- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は15か所です。
- 利用者数の増加が見込まれることから、重度障害のあるかたに対応した施設整備を含め、区内の指定事業所の設置を推進します。



## ■ 放課後等デイサービス事業

### 【サービスの内容】

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数(月)	2,564日	2,743日	3,030日
利用児童数(月)	226人	249人	272人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(月)	3,317日	3,604日	3,891日
利用児童数(月)	305人	333人	361人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園および大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児を対象とする事業です。
- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は17か所あります。
- 利用者数の増加が見込まれることから、重度障害のあるかたに対応した施設整備を含め、区内の指定事業所の設置を推進します。

## ■ 保育所等訪問支援

### 【サービスの内容】

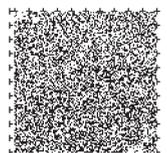
保育所等を訪問し、障害児に対し障害児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援その他必要な支援を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数(月)	18日	30日	46日
利用児童数(月)	10人	16人	23人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(月)	60日	74日	88日
利用児童数(月)	30人	37人	44人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し専門的な支援を受ける必要があると認められた障害児を対象とする事業です。
- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は2か所あります。
- 本区では「巡回支援専門員整備」を実施しており、区内の保育施設等に従事する職員に対し、助言を行っています。



## ■ 居宅訪問型児童発達支援

### 【サービスの内容】

重度の障害等の状態にある障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数(月)	10日	15日	20日
利用児童数(月)	1人	3人	4人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(月)	20日	25日	25日
利用児童数(月)	4人	5人	5人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 重度の障害または医療的ケアが必要な障害児で外出することが著しく困難なかが対象です。
- 令和5年度10月末現在区内の指定事業所は1か所あります。
- 民間事業所と連携を図りながら、円滑な利用ができるよう取り組んでいきます。

## ■ 福祉型・医療型障害児入所施設

### 【サービスの内容】

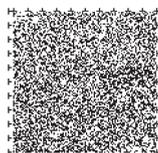
「障害児入所施設」として一元化される前の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害児以外の障害児を受入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。福祉型では保護、日常生活の指導および知識技能の付与を行い、医療型ではそれらに加えて治療を行います。

区 分		実 績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型	利用児童数(月)	—	7人	6人
医療型	利用児童数(月)	—	4人	6人
区 分		今後のサービス提供見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	利用児童数(月)	6人	6人	6人
医療型	利用児童数(月)	6人	6人	6人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 平成23年度まで各障害別に施設が分かれていましたが、平成24年度から「障害児入所施設」として一元化されました。
- 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)を対象としています。



■ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

【サービスの内容】

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがるサービスの利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。また、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	2人	2人	2人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	3人	4人	4人

※令和5年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和5年10月末現在、事業所に所属しているコーディネーターは2人です。
- 令和6年度中に本区の障害福祉課に新たに医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関の支援の調整や相談体制を整えていきます。

■ 障害児相談支援

【サービスの内容】

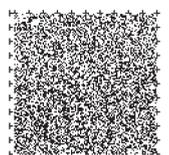
障害のある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所開始後、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います（継続障害児支援利用援助）。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画作成済み児童数	543人	614人	675人
障害児計画相談利用児童数	194人	188人	230人
セルフプラン作成児童数	349人	426人	445人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画作成済み児童数	742人	816人	897人
障害児計画相談利用児童数	275人	327人	386人
セルフプラン作成児童数	467人	489人	511人

※令和5年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 障害福祉サービスを申請若しくは変更申請を行う障害児を対象とする事業です。
- 令和5年10月末現在、区内の指定事業所は8か所あります。
- 関係機関や相談支援事業者との連携によって相談支援の充実を図ります。
- 障害児相談支援により、適切な支援提供やモニタリングができるよう、相談支援の充実を図ってまいります。



### (3) 子ども・子育て支援における提供見込み

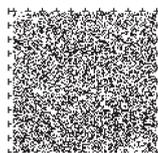
子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)等における障害児の受入れの体制整備を行います。

区 分		実 績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	障害児の利用者数(年) ※3月時点	116人	139人	150人
居宅訪問型保育事業	障害児の利用者数(年) ※3月時点	3人	4人	4人
学童クラブ	障害児の利用者数(年) ※3月時点	83人	98人	102人
区 分		今後のサービス提供見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	障害児の利用者数(年) ※3月時点	160人	160人	160人
居宅訪問型保育事業	障害児の利用者数(年) ※3月時点	4人	4人	4人
学童クラブ	障害児の利用者数(年) ※3月時点	117人	116人	123人

※令和5年度実績は見込量

#### 【現状・今後の方策】

- 子ども・子育て支援に関する計画との調整を図りながら、保育所・認定こども園等および学童クラブにおける配慮が必要な子どもの受入れやその支援について進めていきます。
- 保育園では、障害のある乳幼児や医療的ケアが必要な児童を受入れ、集団の中で生活することにより成長をはかっています。
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)では、保護者の労働等により放課後の時間帯に適切な保護を必要とする児童に対し、授業終了後に小学校施設の一部等を利用して遊びおよび生活の場を提供し、児童の健全育成を図っています。また、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるよう、小学校6年生まで受入れるとともに、放課後子ども教室や学校その他と連携し、子どもの安全かつ安心で楽しい居場所作りを推進します。
- 巡回子育て発達相談員による保育所や学童クラブ訪問を通して、従事職員に対して具体的なアドバイスを行うことで、より質の高い保育の実施を目指すとともに、保護者からの相談も受付けています。
- 今後も引き続き、集団保育が可能であり医療的ケアが必要な児童や重症心身障害児をより安全安心に受入れるため、子育て支援環境の整備に取り組んでいきます。



## 5. 地域生活支援事業

### (1) 地域生活支援事業の概要

#### ○ 目的

障害のあるかたが地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用するかたの状況に応じた柔軟な形で効率的・効果的に実施することを目的とした事業です。

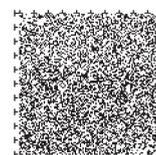
#### ○ 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須の事業と、自治体の判断で実施することができる任意の事業があります。

#### ○ 豊島区の事業体系

豊島区が実施する地域生活支援事業は、次のとおりです。

必須事業	① 理解促進研修・啓発事業	
	② 自発的活動支援事業	
	③ 相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業
		住宅入居等支援事業
	④ 成年後見制度利用支援事業	
	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	
	⑥ 意思疎通支援事業	
	⑦ 日常生活用具給付等事業	
	⑧ 手話奉仕員養成研修事業	
	⑨ 移動支援事業	
⑩ 地域活動支援センター機能強化事業		
任意事業	⑪ 日常生活支援	訪問入浴サービス
		日中一時支援
		地域移行のための安心生活支援
	⑫ 社会参加支援	芸術文化活動振興
自動車運転免許取得・自動車改造助成		



## (2) 地域生活支援事業のサービス提供見込み量

### < 必須事業 >

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### ■ 障害者サポート講座

###### 【事業の内容】

障害のあるかたなどが街なかで困っている際に区民等が支援できるよう、障害の特性やサポート方法を学ぶ講座を開催します。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数(年)	17人	82人	300人
区 分	今後のサービス提供見込み量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数(年)	300人	300人	300人

※令和5年度実績は見込み量

###### 【現状・今後の方策】

- 区民が関心を持ち、参加しやすい講座とするため、映画上映等も含めた企画の検討や、会場や時間の工夫を行います。
- サポート講座の動画配信を行い、さらなる障害者理解促進を図っています。

#### ② 自発的活動支援事業

##### ■ 障害者アート教室・みんなのヨガ教室・スポーツのつどい

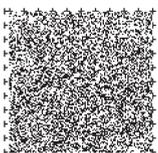
###### 【事業の内容】

障害のあるかたに対して文化活動・スポーツなどの場を提供することにより、社会参加への意欲を高めます。

区 分		実 績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
来場者数 (人)	アート教室	14人	8人	16人
	みんなのヨガ教室	16人	16人	14人
	スポーツのつどい	101人	107人	169人
区 分		今後のサービス提供見込み量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
来場者数 (人)	アート教室	30人	30人	30人
	みんなのヨガ教室	20人	20人	20人
	スポーツのつどい	250人	250人	250人

###### 【現状・今後の方策】

- 令和5年度のスポーツのつどいでは中学生など16名のボランティアが参加し、障害者理解促進につながっています。今後も障害のあるかたの社会参加を推進していきます。



③ 相談支援事業

■ 基幹相談支援センター等機能強化事業

【事業の内容】

地域の相談支援の拠点として、心身障害者福祉センターにおいて総合的・専門的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害・難病等)を行います。また、区内相談支援事業所のネットワークを構築し、広域調整や研修等を通して相談支援能力の向上を図ります。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連絡会開催数	3 回	2 回	3 回
参加機関数(延べ)	43機関	29機関	44機関
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
連絡会開催数	3 回	3 回	3 回
参加機関数(延べ)	46機関	48機関	50機関

※令和5年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

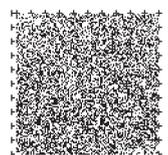
- 地域の相談支援の中核的な役割を持つ基幹相談支援センターとして、身近な地域の相談支援事業所で虐待防止など対応困難な個別事例への対応支援や、広域的な調整、地域移行等におけるネットワーク構築を進めていきます。

■ 住宅入居等支援事業(高齢者等入居支援事業・居住支援法人との連携)

【現状・今後の方策】

- 住宅施策と福祉施策との連携による入居支援を行っていきます。
- 住宅確保要配慮者への支援として、住宅情報の提供、家賃債務保証制度保証料の一部助成(要件あり)、高齢者等の民間賃貸住宅を探す際の支援を行っています。
- 民間賃貸住宅のオーナーの不安を軽減させ、単身高齢者などの住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援するため、居住支援法人と連携をしていきます。

※住宅確保要配慮者…対象者:高齢者、障害のあるかた、ひとり親家庭等



#### ④ 成年後見制度利用支援事業

##### ■ 成年後見制度利用支援事業(65歳未満)

###### 【事業の内容】

成年後見制度の利用が必要であるが申立ての困難なかたを、区長申立てにより支援します。また、区長申立てで、後見人等への報酬の支払いが困難なかた(一定要件あり)に費用を助成します。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区長申立て数(年)	4件	4件	5件
報酬助成(年)	4件	4件	6件
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区長申立て数(年)	6件	6件	6件
報酬助成(年)	7件	7件	7件

※令和5年度実績は見込量

###### 【現状・今後の方策】

- 豊島区民社会福祉協議会福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」等と連携し、成年後見制度利用に関する相談支援体制を充実します。また、今後も区長申立制度が必要なかたに対して周知を図ります。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

##### ■ 成年後見制度法人後見支援事業(65歳未満)

###### 【事業の内容】

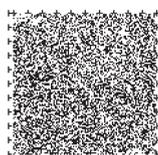
成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施状況	有	有	有
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施状況	有	有	有

※令和5年度実績は見込量

###### 【現状・今後の方策】

- 豊島区民社会福祉協議会が実施する法人後見事業や社会貢献型後見人(市民後見人)に対する講習会、専門家への相談機会の提供、連絡会等の取組みについて引き続き支援してきます。



⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通に支障がある障害のあるかたに、他者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■ 手話通訳者派遣事業・手話通訳者設置事業

【事業の内容】

聴覚障害のあるかたの社会参加を援助し、コミュニケーション確保のために手話通訳者を派遣します(手話通訳者派遣センター業務を含む。)

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(月)	126人	90人	110人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(月)	110人	110人	110人

※令和5年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 豊島区手話通訳者派遣センターは、区役所本庁舎の障害福祉課内に設置していることで利便性を高めています。
- 手話通訳者の研修会を定期的を開催することで、手話技術の向上を図っています。
- 手話を主なコミュニケーション手段としている聴覚障害のあるかたの利用を促進するため、事業の周知を図っていきます。

■ 要約筆記者派遣事業

【事業の内容】

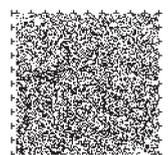
聴覚障害のあるかたに会議や講演会等の内容を文字として伝える要約筆記者を派遣します。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(月)	7人	3人	3人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(月)	3人	3人	3人

※令和5年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 東京手話通訳等派遣センターに委託しています。
- 利用者が限定される傾向があり、手話ができない多くのかたの利用を促進することが必要です。
- 今後、ニーズを把握していくとともに、要約筆記の周知に努めていきます。



⑦ 日常生活用具給付等事業

■ 日常生活用具給付等事業

【事業の内容】

障害のあるかたの日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

(日常生活用具の主な品目)

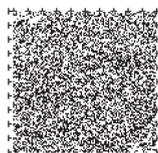
- 介護・訓練支援用具…………… 特殊寝台、移動用リフトなど
- 自立生活支援用具…………… T字杖、入浴補助用具など
- 在宅療養等支援用具…………… 吸入器、吸引器など
- 情報・意思疎通支援用具…………… 拡大読書器、録音再生機など
- 排泄管理支援用具…………… 収尿器、紙おむつなど
- 住宅改修費…………… 居宅生活動作補助用具など

区 分		実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用数 (年)	介護・訓練支援用具	14件	8件	15件
	自立生活支援用具	37件	25件	30件
	在宅療養等支援用具	42件	32件	40件
	情報・意思疎通支援用具	107件	61件	80件
	排泄管理支援用具	4,289件	5,151件	5,200件
	住宅改修費	2件	12件	10件
	総 数	4,491件	5,289件	5,375件
区 分		今後のサービス提供見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用数 (年)	介護・訓練支援用具	15件	15件	15件
	自立生活支援用具	35件	40件	45件
	在宅療養等支援用具	40件	45件	45件
	情報・意思疎通支援用具	90件	100件	110件
	排泄管理支援用具	5,200件	5,300件	5,300件
	住宅改修費	10件	10件	10件
	総 数	5,390件	5,510件	5,525件

※令和5年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 障害のあるかたの日常生活上の便宜向上のため、引き続き実施していきます。



⑧ 手話奉仕員養成研修事業

■ 手話講習会

【事業の内容】

本区の登録手話通訳者の育成と手話の普及を目的として講習会を開催します。入門、応用、専門、養成の4コースがあります。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(月)	113人	116人	120人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(月)	130人	130人	130人

※令和5年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 聴覚障害のあるかたおよび区登録手話通訳者を講師として、区内在住・在勤者を対象とした講習会を開催しています。
- 入門・応用・専門・養成の4コースを開催しており、講習会受講希望者は増加傾向にあります。
- 手話講習会の受講者を増やすとともに、その後、区登録手話通訳者として活動しやすい環境整備に努めます。

⑨ 移動支援事業

■ 移動支援事業

【事業の内容】

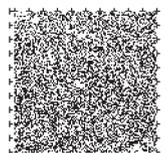
社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出における移動を支援します。(個別支援が必要なかたに対するマンツーマンによる支援)

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(月)	121人	144人	150人
利用時間(月)	1,712時間	2,026時間	2,100時間
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(月)	200人	220人	240人
利用時間(月)	2,500時間	2,700時間	3,000時間

※令和5年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和5年3月現在、協定を結んでいる事業所は88か所あります。
- コロナの影響もあってか、令和3年度は利用の減少がありました。その後の実利用者数は増加しています。今後も増加が見込まれると想定しています。



⑩ 地域活動支援センター事業

■ 地域活動支援センター機能強化事業

【事業の内容】

障害のあるかたに創作活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等の場を提供します。

地域活動支援センターには、I型、II型、III型があります。

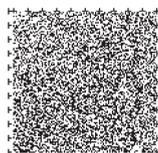
- ① I型は、専門職員を配置し、専門相談、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
- ② II型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害のあるかたを対象に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
- ③ III型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害のあるかたを対象に、創作活動または生産活動、社会との交流促進などのサービスを実施します。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	12か所	12か所	12か所
在籍者数	403人	414人	425人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	12か所	12か所	12か所
在籍者数	437人	449人	461人

※令和5年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 令和5年3月末現在、区内には地域活動支援センターI型が1か所、II型が2か所、III型が9か所で、合計12か所の事業所があります。
- それぞれの事業所が新体系に移行し、特色のある事業運営を行っています。
- 今後も事業所がもつ特性や機能をうまく地域で活かしていけるよう支援していきます。



## <任意事業>

### ⑪ 日常生活支援

#### ■ 訪問入浴サービス事業

##### 【事業の内容】

65歳未満の心身障害者(児)の居宅を訪問し、移動式浴槽を設置し入浴の介護を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(年)	11人	10人	11人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数(年)	11人	12人	12人

※令和5年度実績は見込量

##### 【現状・今後の方策】

- 過去の実績から、今後の利用者数は横ばい状態と想定しています。
- 今後も事業を継続していきます。

#### ■ 日中一時支援事業

##### 【事業の内容】

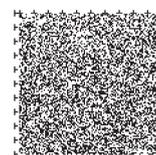
障害者(児)を通常介護しているかたが、疾病、出産、休息等の理由で一時的に介護ができないときに、障害福祉サービス事業所が入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な支援を行います。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	5か所	6か所	6か所
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	6か所	6か所	6か所

※令和5年度実績は見込量

##### 【現状・今後の方策】

- 令和5年3月現在、協定を結んでいる事業所は6か所あります。
- 今後も年間の延利用回数等において利用増は見込まれます。事業所数そのものの増を見込むことは難しい面もありますが、ニーズに応じた支援の提供を進めていきます。



## ■ 地域移行のための安心生活支援

※132ページの「地域生活支援拠点等」と同事業であるため省略。

### ⑫ 社会参加支援

## ■ 芸術文化活動振興

### 【事業の内容】

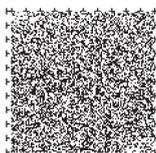
障害のあるかたの文化活動を通じて障害のあるかた自身の社会参加への意欲を高めるとともに、広く区民に障害のあるかたへの理解を深めることを目的に豊島区障害者美術展(ときめき想造展)等を開催します。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者美術展来場者数	オンライン	280人	500人
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者美術展来場者数	500人	500人	500人

※令和5年度実績は見込量

### 【現状・今後の方策】

- 今後は、豊島区本庁舎のまるごとミュージアムやとしまセンタースクエアを活用した展示を行い、障害のあるかたの制作活動の成果を発表する機会を提供します。
- 令和3年度からは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため豊島区障害者美術展(ときめき想造展)をオンラインでも開催しています。



■ 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

【事業の内容】

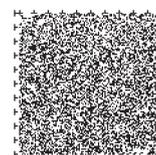
身体障害のあるかたが所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部および心身障害のあるかたの自動車運転免許取得費用の一部を助成し、障害のあるかたの日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

区 分	実 績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用数(年)	自動車改造 0 運転免許助成 2	自動車改造 0 運転免許助成 1	自動車改造 1 運転免許助成 2
区 分	今後のサービス提供見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用数(年)	自動車改造 1 運転免許助成 2	自動車改造 1 運転免許助成 2	自動車改造 1 運転免許助成 2

※令和5年度実績は見込量

【現状・今後の方策】

- 過去の実績から今後の利用数は横ばいと想定しています。
- 移動が困難な障害のあるかたの日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、この制度を引き続き維持していきます。



## 6. 利用者負担の軽減に対する取組み

### (1) 自立支援給付に係る利用者負担の軽減

自立支援給付は、サービス量と所得に着目した負担のしくみ(1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定)になった一方で、利用者の定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得のかたに配慮した負担軽減策が講じられ、見直しが行われてきました。

平成22年4月の障害者自立支援法施行令の一部改正により、区民税非課税世帯が無料となったことをはじめ、以下の軽減措置が図られています。

- ① 利用者負担については応能負担を原則とすること。(ひと月に利用したサービス量に関わらず、所得に応じた上限額が設定されました。)
- ② 障害福祉サービスと補装具費の利用者負担を合算すること。
- ③ 障害児通所支援を利用している児童について、同一世帯に属する二人以上の乳幼児が幼稚園等を利用する場合に、減額措置を講ずること。また、令和元年10月1日より幼児教育、保育の無償化に伴い、3歳児から5歳児までの障害児通所・通所支援等の利用者負担が無償化されました。

区では、定率負担、実費負担については、こうした動きに準じる一方で、以下の2点について、区独自の軽減措置を行っています。

- ・ 同行援護利用者の区民税課税世帯に対し、月20時間までの利用を無料とし、月20時間を超える利用については3%の負担とします。
- ・ 障害児通所支援の利用者に対し、未就学児は利用を無料とします。

### (2) 地域生活支援事業に係る利用者負担の軽減

地域生活支援事業は、自立支援給付とは異なり区が行う事業と定められており、利用者負担についても区で定めるものです。原則的には、自立支援給付と同じく、利用者はサービス提供費用の原則1割を負担していただきます。

これに対し本区では、自立支援給付と同様、激変緩和としてできる限り無料になるように以下のような軽減措置を行っています。

事業名	豊島区の軽減策(利用者負担)
意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業)	・ 利用料無料
日常生活用具給付等事業	・ 区民税非課税世帯は無料 ・ 区民税課税世帯は3%負担
移動支援事業	・ 20時間まで無料 ・ 20時間を超え50時間までは3%負担
地域活動支援センター事業	・ 利用料無料 ・ II型利用者の食費について320円補助 ・ III型利用者通所交通費について補助 (区外在住者は月額上限5,000円)
日中一時支援事業	・ 1か月あたり24時間まで無料(児童のみ)

今後も新たな法制度の制定に向けた動きなどを踏まえながら、検討を進めていきます。

